

石広水監告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり告示する。

令和6年5月28日

石巻地方広域水道企業団
監査委員 堀内賢市

石巻地方広域水道企業団
監査委員 阿部久一

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査の対象課等 | 石巻地方広域水道企業団 北部地区管理事務所 |
| 2 監査期間 | 令和6年4月8日～令和6年5月28日 |
| 3 監査の対象範囲 | 令和4年度から令和5年度の経営に係る事務事業の執行 |
| 4 監査場所 | 石巻地方広域水道企業団監査委員事務局及び北部地区管理事務所 |
| 5 監査の結果 | 今回の監査は、令和4年度から令和5年度の経営に係る事務事業の執行について、提出された関係書類・証書類に基づき事務処理状況を試査したところ、適正と認めた。 |